手付　≪#289≫

【問】 正誤をつけよ。

　不動産の売買契約において、買主が手付を交付した後、契約に基づいて中間金の支払いを済ませた場合でも、契約に別段の定めがなく、売主が履行に着手していなければ、買主は、手付を放棄して、当該契約を解除することができる。

≪ポイント１≫　手付

　買主が売主に手付を交付したときは、**買主はその手付を放棄**し、**売主はその倍額を現実に提供して**、契約の解除をすることができる。ただし、その**相手方が契約の履行に着手した後**は、この限りでない。

☆手付解除

相手方が履行に着手するまで

買主 → 放棄して

売主 → 倍額を現実に提供して

【答え】 正しい